

第一節 明治維新前後の社会情勢と長崎府医学校

江戸幕府が瓦解するに至った事情は、種々の理由もあること乍ら、封建社会の不合理と世界情勢の然らしめたものであり、その大団円は慶応三年十月十四日（一八六七年十一月九日）、討幕の密勅が薩摩藩並びに長州藩に下された時であり、この日、徳川慶喜は大政奉還した。

ここにおいて、徳川三百年の幕府政治が終焉したが、尚、暫らくの間は非常な混乱を続けて行った。

同年十月二十四日（陽曆十一月十九日）、徳川慶喜は將軍職辞退の表を奉ったのであるが、十二月九日（一八六八年一月三日）、小御門の会議により慶喜の將軍職辞退を許し、二条摂政以下、二十余人の公卿の参朝を停め、三条実美等の官位を復した。同月十二日（陽曆一月六日）、慶喜は大阪に退いたが、翌々十四日（陽曆一月八日）、新政府は王政復古の組織を発表した。しかし、この大政奉還の報も王政復古の報も、長崎まで伝えられるまでには相当の日時を要した。即ち、十月十二日（一八六七年十

一月七日）着任した新長崎奉行河津伊豆守祐邦は長崎到着後の二日目、即ち大政奉還の行われた日に百二十五代目の奉行として奉行交替の事務引継ぎを行ったのである。そして、長崎奉行所が大政奉還の報が伝えられたのは十一月六日（陽曆十二月一日）であった。

大政奉還の報が伝えられて以来、長崎奉行河津祐邦は天下の形勢日に日に幕府に非となるのを見て、危懼するところが多かった。特に慶応四年一月三日（一八六八年一月二十七日）に起った鳥羽・伏見の戦に幕軍敗北の報を同月十三日（陽曆二月六日）に受けた頃、長崎近郷は誠に処理し難いほどの混乱を起し始めていた。一月八日（陽曆二月一日）、既に京坂の地に大衝突があったという風評が飛び始めていた。それ以後は種々心配する向が多くなり、人心は益々不穏となって来た。翌九日（陽曆二月二日）夜、長崎の土佐商會が類焼し、そのため、倒幕派の土佐藩士の間では疑心暗鬼の状態に陥り、臆測が事

実のように伝えられて、有ること無いこと様々と風評が立ったが、その風評は誤報もあり、針小棒大となった。

奉行所では屋夜暮兵の練兵を行ったりするので、人心は更に不安に陥った。無能な政治家の支配する地方によくあり勝ちな状態を呈するに至ったのである。十一日（陽曆二月四日）夕刻、奉行所が薩摩藩邸を焼き払い、土佐藩士、大村藩士などを追捕するという風説が盛んであった。土佐藩士佐々木三四郎は不慮の事態を慮って、その対策を練り、薩摩藩士松方助左衛門を訪い、十三日（陽曆二月六日）朝協議した。そして長崎が他地方と異り、居留地もある関係上、国際問題の惹起する恐れもあるため、それを避けることとした。一方、奉行所の薩摩藩邸焼討や大村藩邸の襲撃、薩摩藩士、大村藩士捕縛の風評は長崎市民をして戦々恟々たらしめたのである。そこで、佐々木三四郎は奉行所に河津祐邦を訪い、市内巡邏の幕兵を見て、騒擾の危険を感じる市民は皆恟々としている外、万一居留外国人とつまらぬ関係を起さぬよう穏当な処置を願いたいと申出、河津祐邦と外国人関係の協定を

結び、薩摩藩士、安芸藩士等と善後策を講じた。

さて、憂心鬱々の情に悩まされていた河津祐邦は京、摂津の間に起った戦戈が幕府の運命を決することを察し、急にロシア船アトリン号を購入し、江戸に引揚げることを期していた。船手方白木久風はこの間、汽船の引受け方や航海準備を斡旋していた。佐幕派白木久風の実弟高松精一は勤王派で、白木の東上計画を中止せしむべく、土佐藩士堀内慶助と協議した結果、河津祐邦が江戸へ持ち去ろうとしていた長崎会所銀一万七千両を回収せしめようとしたが、白木は遊撃隊が奉行を処分すると称して再び官金を奉行から取戻し、奉行所に届けた。奉行はアトリン号に乗船するに先立ち、十三日には前記のように佐々木三四郎との会谈により長崎在留の各国領事に対し、もし長崎で騒擾が起ったら救援を願うという通牒を発し、更に十四日（陽曆二月七日）には長崎の行政は鍋島藩及び黒田藩に依頼し、長崎奉行所在勤の幕府役人は引揚げ、江戸に帰るので、各国の問題があったら特に長崎防備の当番年である黒田藩と交渉をして貰いたい旨を伝えた。

以書面申入候然者我國中一二兇暴之諸侯日本政府襲撃ニ及ヒ候段者定テ承知ノ儀ニ可有之隨テ賊徒等此地ニ於テ粗暴ノ舉動可致哉ノ風聞モ有之付テハ夫ガ為メ自然兩國人民ノ所持品危險ニ掛リ候モ難計然ルニ此地ノ儀ハ從來商買ノ港ニシテ防禦モ手薄ノ儀ニ付自然非常ノ儀モ有之候節ハ救援ノ儀頼入度此段及頼談候速ニ回答有之度存候

謹言

河津伊豆守

各国岡土宛（各通）

以書簡申入候然バ当今国内ノ形勢ニ付追々人心致動揺候間土地騒擾無之タメ右様ノ節ハ肥筑両家ノ内ハ土地相預ケ一先在勤ノ者引上候様可致旨兼テ命令モ有之候間諸事右差図ニ随ヒ致帰府就テハ次年貴国民談判ノ儀ハ当番ノ年ニ付筑前家ニ於テ差向条約之通取行且是迄取扱候在任支配向通辞等ノ者其儘ニ相残シ置候此段申進候

謹言

河津伊豆守

慶応四年辰正月十四日

各国岡土宛

この十四日夜に入つて、土佐海援隊長佐々木三四郎は長崎奉行所を占拠し、長崎の治安維持に當つたのである。長崎に駐在していた各国領事たちは非常の時に當つて、それぞれ対策を練つていた。奉行の通牒に対して返書を送つたのはイギリス・ドイツ及びアメリカで、特にイギ

リスとアメリカの軍艦は長崎に入港中であり、イギリスは水兵二百人を上陸させて騒擾に待機していた。イギリスの立場はパスクスミス Paske-Smith の “Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa Days” に明らかであるが、中立的態度を敵守しようとしていたのである。製茶業を大浦で営み、土佐藩と、樟脳、船艦その他洋品の交易をしていたイギリス商人オールド (Alt) は十五日払暁、奉行所に赴き、佐々木三四郎に対して「若し居留地に於て不取締の事があつたならば、各国各々その国民保護の責に任ずる。(中略) 貴下が十分敵重に取締をしなければ日本の大患を醸すであろう。一度人民保護のため上陸してその地を占領する時は、容易に還付しない」と警告を發した。やがて島原藩、唐津藩を始め、薩摩、肥後、筑前、安芸、肥前、対馬、宇和島、平戸、大村、五島の長崎在留の各藩士も土佐藩海援隊の主導のもとに、勤王のために尽力することとなつたのである。勿論、長崎奉行所に残留する地役人や通辞たちは十四日の夜、岡田吉太夫の卒先帰順によつて海援

隊の支配下に入っていたので、治安の維持は充分に發揮される段階にあつた訳である。佐々木三四郎は薩摩藩士松方助左衛門や汾湯治郎右衛門、大村藩土楠本平之允、安芸藩土石津蔵六、宇和島藩土井関斎右衛門等の賛同のもとに十五日(陽曆二月八日)には市中に次の布告を發した。

当地奉行引私ニ付テハ土地一体之事件追テ御下知有之候迄ハ諸事各藩並ニ土地ノ役人衆議ノ上万事西御役所ニ於テ相決候間浮説等不申触致安心商業相営可申事

辰正月

この頃、押入強盜が頻々と出没し、長崎の市中は甚だしい迷惑を受けていた。そこで、上記の布告と同時にその処分についても触書を達したのである。そして翌十六日(陽曆二月九日)、西役所を会議所と改称し、表面合議と称して各藩士が交代して出勤することとなった。その後、長門藩土楊井謙蔵の主唱で、会議所では誓書を認めることとなり、一月二十一日(陽曆二月十四日)、薩摩野村宗七、長門藩土楊井謙蔵、土佐藩土佐々木三四郎、安芸藩土国枝与助、大村藩土稻垣治郎右衛門、宇和島藩土井関斎右衛門、対馬藩土岩崎浪江、加賀藩土高橋莊兵衛、

柳川藩土山川九左衛門、越前藩土木内甚兵衛、久留米藩士今井新左衛門、肥後藩土宮村少之丞、筑前藩土粟田貢、肥前藩土大隈八太郎、平戸藩土服部源五左衛門、五島藩土奈留帶刀などが旧事を問わず、隔意を生ぜず、互いに并力補助して万世不易の国論を以て同盟し、どのような紛擾が起つても天朝のためには各自鉄石の心を以て盟誓し、誠心を顯わすものであるという意味の誓書を作成し、会議政治の大主義が確立した。

このような長崎の政情を反映して、精得館は甚だしい混乱を惹起した。次に『佐佐木老侯昔日談』によつて精得館の様子を眺めてみよう。「この奉行の脱走に就ては、幕府側の者は就れも狼狽したが、殊に病院の医師などのウロタへ方は一通りではなかつた。一体長崎には幕府から医学校と病院を設けて在る。蘭医の『マンスヘルド』や竹内玄庵、池田謙斎、其の他大分居る。自分はさきに病氣の際診察して貰つて、顔を知つて居るものもある。かういう連中が大に驚いて、辞職する者もあり、また帰東を図るものも在る。この時高知の萩原三圭が茲に奉職

して居って、之を見て心配し、丁度自分が奉行所を占領して鎮擾の任に當って居たものだから、十五日頃やって来て、かうくゝの事情ですが、何とか御救の道は御座いますまいかと云ふ。如何にも尤もである。これは小にしては箇人の困難ばかりでなく、大にしては国家將來の為に非常な不利益であると考えたから、萩原に向つて『河津氏の逃亡は全く彼の私意から出たのだ。もとくゝ鎮台の重職は、幕府が勝手に任ずるのではなくして、朝廷が幕府をして、置かしむるのである。然るに彼は之を慮らずして軽々しき挙動を敢てした。医院にあれば、学校にあれば、亦皆王土の所有で、各自この王土の為に尽さなければならぬ。殊に学校授業に志して居るものが、どうして世故を顧みざる違があろう。安心して従前の通りやって居る様に』と云ふと、萩原も悦んで、之を一同に告げると、皆ホット息をついて安心して居る。すると翌日薩摩の兵隊が來着した。兵隊の鼻息が荒くって、何でも幕府の者は見附次第誅戮するという勢、医師なども之を聞いて、ビク／＼して、悉く姿を隠して、どう捜しても分らぬ。

第三章 明治維新による機構改革

蘭医もまた学校に出る事を承知しない。学校と医院は廢止の状況だ。萩原が来て、懇々と其の有様を述べる。で自分は臨機応變の策を取つて、萩原を蘭医の処へやって、先の意見を繰返させ、『決して薩兵とてもそんな無法なことはやらぬ。いややらせぬ。薩兵は他の事情の為に來たのであるから、安心して斯道の為に十分やって貰いたい』と詳しく事実を述べさせると蘭医も漸く了解して、其の厚意を謝し、さうして云うには、『予は幕府の医師を上海に送ることを周旋して、最早出港した。併しながら、予が今日異論がない以上は、必ず旧業を復しましよう。呉々も佐々木氏に宜しく』と云うて、夫から出勤する様になり、また上海にやった池田等をも呼返して、病院と学校を持続した。池田等からも御礼状が來て居る。其の後この連中と出合った時などは、互に話し合つては大笑いをした事であつた。」

「明治元辰年、日録、外務課居留場取扱」の正月十五日の條に、次の記事があり、その混乱の様子が伺われる。

一 今般土地動搖ニ付昨十四日夜鎮台始江戸へ出役支配向立

合御勘定方共一同御乗船御帰府相成候事

十六日も「一日曜に候得共動揺ニ付出勤」と云つてあり、甚だしい混乱状態が見える。

このような動揺は当時の頭取、池田謙斎の回顧談によつて眺めると「勿論当時の日本政府は、今日の如く電信もないし且つ中央政府の側では右のやうな大混雑中なので、長崎の奉行所あたりへも何の報告もなかったのじやが、英船から右の消息を伝へ聞いて、教師のマンズフェルトが驚いて朝勿々知らせにやつて来た。彼も幕府から備はれたんじやから、此危急の報に接して驚いたのも尤もじやが、これを聞いた我々も驚かすにはゐられなかつた。」と述べている。謙斎の回顧談には、長崎へこの情報が届いたことについて「維新の年の一月末だつたと思ふ、例の伏見戦争の情報が、初めて長崎に達した。それは長崎寄港の兵船が齎らした消息で、幕軍は一敗地に塗れて、慶喜公は江戸へ退かれたといふのであつた」と云つているが、これは政情にうとい立場にあつたためか、日時を些か誤っている。前引「日録」によれば謙斎がマ

ンスフェルトから種々話を聞いたのは一月十三日である。謙斎はその時の回顧談中に「此時分には江戸から派遣の留學生中、既に戸塚も大槻も佐藤（道碩）も帰て居たし、緒方と松本（桂太郎）とは、其前々年に和蘭へ洋行して居無くなり。つまり土生と竹内と私との三人が残て居たので、私が精得館の通弁をして居た時だった。私は右の情報をもンスフェルトから聞いて、これはいよ／＼大變なことに成た。ことによるとまご／＼して居られぬかも知れぬといふ考へで、其日は病院の方を昼時分迄に済ましてしまつて、直に奉行所へ駆けつけて見た所が、奉行所でも既に此評判を聞いて、皆蒼くなつて居るといふ工合そこで奉行のいふには、まだこちらへは何等の通知も達せないが、事實は確かにそうである。併し自分は此地の鎮台を命ぜられてゐるのだから、中央政府から命令のとどかない内は、踏み止まつてる覚悟である。けれども江戸から来て居る配下の者は、不殘此際帰すつもりじやから、御前方も帰るつもりなら一所に帰たがよからうとの話。私も江戸が氣にかゝらぬじやないけれど、折角今

大事の講釈を聞いてゐる最中で、まだ外科が済まないの
じやから、今戦場に臨むでも、極必要ある外科だけは済
して行きたいといふ志願で、其旨を答へると、奉行も実
は欣むで、いやそうなれば尚幸じや、まことの所、今江
戸から参つて居る家族や配下の者を帰し、自分ばかりで
残して土地の役人を使ふことに成ると、忽ち毎日の事務の
上にも困るので、お前方がゐてくれて助けてくれると、
此上もない好都合じやと云い、こゝに我々は尚長崎に残
留することに成た。

マンスフェルドは以前の情報を得てより大心配で、も
う明日から学校もやめなきやなるまいと云ふてゐたが、
私共奉行と打合せの上、残留に定たので、私は奉行所か
らの帰り足で、すぐに出島に居たマンスフェルドの所へ
立よつて、其話をする、彼も大喜で、いや私も折角皆
へ教へかけて居る途中でやめるといふは、いかにも残念
千万と思てゐたが、そう事が、きまれば、これに過ぎた
ことはない。ぢや明日から引継いて、相変らず授業をや
ることにしやうと、いよ／＼話がまとまった。学校の生

徒なども、右の噂と共に大分あちこちで噪ぎ出し、何と
なく物騒の様子に見えたが、私共では既に方針がこうと
定たので、平気ですましてゐた。所が其翌早朝だった、
私の寢室へ来て、コン／＼と戸を叩く奴がある、こんな
に早く誰かしらと思て起きて戸をあけると、マンスフェ
ルドでいかにも物に驚いた、おだやかならぬ顔色をして
居る。何か急変でも起たのかと問ふて見ると、奉行は突
然昨夜の内に船に乗込んでしまった。いや船は既に火を
たいてゐるから、今もうすぐ出るかも知れぬ。これでは
昨日打合したことも、丸で駄目になつてしまつて、此後
とも不安千万じやといふ話。実にこれは寝耳に水の警報
で、何が何だか殆どわけがわからぬ。とにかく追っかけ
て様子を聞いて見るがさきじやといふので、私は寢衣の
まゝ外へかけ出した。精得館は丁度港の上であるから、
外へ出るとすぐ一目に港内は見渡せる。マンスフェルド
は、忽ち一船を指して、あれあの船がそうじやと教へる
まゝ、よし夫ではすぐに行こうと、面を洗ふひまもなく、
大急で短舢をやとつて漕ぎつけ、早速奉行に会て見ると、

奉行は昨日の中にこれ迄居た東役所から西役所に移らうと思ふて、昼の内に荷物を運び、日がくれてから自分共も引こそうとして考へて居た所が、途中で要撃せんと待伏する者があるとの密告があつたので、今こゝで犬死してもつまらないから、急に船まで逃げて来たのだ、お前方も此地にあるのが危険じやから一所に渡らぬかとの勧め。そこで私は、そのすゝめは千万難有けれど、何分にもけさ寝耳に水の昨夜の御乗船を聞いたのじやから、そんな用意もなにも無い。夫にまだあと朋友が一人残て居るから、此まゝそれを捨てゝ行くわけにもいかず。旅費さへあれば、私共はおあとから帰りましやうからと話し居る内に、早や汽船は出発の号令がかゝる、錨を巻きあげる、そろ／＼動き出すといふ工合。そこで奉行は大急ぎに組頭をよんで、旅費の受取の出来る書付を渡してくれたから、名残も勿々に私はすぐ船に乗り移るや、船は黒煙を空に漲らして、走せ出す。いや実にきわどい所であつた。私は船の上でホッと息を吐いて、暫く汽船の方を眺めて居たが、何だか不安な念がむらむらと胸中に

充ちわたつた、此時の奉行は河津伊豆守といふ人で、當時なか／＼の才人で鋭い人物であつた。

私は取残されて解で再び陸へ上つて見ると、どうも物騒になつて来て、心持が悪くて溜らない。薩摩の連中も大分居るし、それに長州人がやはり薩摩藩になつて、前から精得館に這込でゐたことなどがわかつて来ると、益々気味が悪くてたまらなくなつた。なにしろ市中の様子を見ると、徳川慶喜が錦旗に向て、発砲したについては、彼幕府の奴らは即ち朝敵となつたのだ。斯かる朝敵のたわれでも、此地に居るものがあつたら、速に立退けなどといふ立札が出ておるといふ調子。何となく殺気紛々じや。それに精得館でも、教師が講義する時は幕府派遣の伝習生は「テーブル」に腰掛てやるのに、諸藩の生徒は畳の上で机の前へすわるといふ風で、何となく工合が悪。それやこれやで、もうこゝに居たゝまらないから、奉行が立退いた三日目に、自分らも精得館を逃げ出して市中に隠れた。そうして密に肥後の屋敷へ行て、身のふり方を相談した。所がその留守居が大に同情を表して

かれて、どうにかして上げやう。自分の藩には汽船もあるし、これから江戸へ行く序もあるから、其時乗せて上げやうといふこと。併し其汽船がいつ来るか解らないから、甚だ不安心でたまらぬで自分等は、事によればあなたの藩へ逃げ込みたいものだといふと、それも宜しいと快諾してくれたので、一先づ安心はした。其内にあちこちの役所は各藩が受取に来ることになったが、西役所を土佐人が受取て居たのも知らずに、薩摩人が取りに来て、門前から抜刀で押しかけたので、土州人は無礼千万な奴だと怒り、直に鉄砲で其藩人を撃殺したさあやかましくなつて、両藩の交渉が始まる、終に土州人は申訳がないといふて、切腹するといふ騒ぎ。殺気はいよ／＼横溢で、やがて薩藩の兵が、どん／＼繰込で市中を行軍する。其兵隊共がどうもいかめしい風俗、頭は結髪でいかゞはしい衣服に、たっ付け袴に、朱鞘の大小を帶し、徳川の奴らは見たが最後、直に一刀両断といふ勢で、眼を怒らして居る。いや自分共は湯に入りに行くのも、危険千万といふ境涯に成て来た。

所が、ある日土生玄豊が途中で荻原三圭に見つかった。荻原は土佐藩から来て居た学生で、私共と一所に精得館で親しくして居た連中じや。そこで此男から今何処にあるかと聞かれちや、隠すわけにもいかない。抛なく隠所を白状したので、一所にやって来た。

丁度此時分長崎の奉行所は、九州四国の大名で合議的に政を取て居て、大隈八太郎（重信）井上聞多（馨）佐々木三四郎（高行）などが主としてやったものじやが、右の荻原は其翌日佐々木の使者になつてやって来て云ふには、君方は今までの日本政府即ち徳川政府から、医学伝習に来て居るので、全く軍事上には關係のない人じや。殊に今日戦場で最も必要な医学修業者であれば、今これを中途で失ふといふは、国家の不利である。どうか精得館は、折角これ迄やりかけたのであるから、此際断絶せず、やりたいものじや。就ては君方に逃げられては困るで、失礼だけど、長崎の運上で相当なお手当はするから、踏み止まって勸めてくれといふ依頼。さあ困った、そういはるれば、いやといふわけにもいかぬで、是非な

く精得館へ帰たものの、やはり心持は悪い。従前は御互に親しく手を取って馬鹿を云いあってゐた連中も、今度は一問隔てゝおじきをするといふやうな調子。最も裏面ではやはり一所に酒も飲む、女郎買にも行ったのじやが、表面では右の如くしかつめらしくなつて来た。どうも何かと面白くないので、竹内、土生らと亦逃出しの相談をはじめた。いよゝゝ立退と相談一決して、時機を待て居ると、やがて上海行の亜米利加船があると云ふことを聞き出した。それは「コスタリカ」号と云ふて、後に郵船会社が買込んで東京丸と名づけた船じやったが、当時は上海と横浜間を航行して居たのじや。で此船に乗て、とにかく上海迄行き、それから横浜へ送てもらをうといふ相談が纏り、私が会社へ出かけて、切符を買ひ、竹内、土生並に私の三人はやつと乗船することゝ成た。然るに段々聞くと、此船は上海へ着くと、それから又長崎に返り、神戸を経て横浜につくといふことがわかつた。実は私共初めの考へでは、上海から真直に横浜に航行するものとばかり思て居たのに、又長崎に立寄り、おまけに神

戸に立寄るとは、案外千万で。若し長崎神戸などで、官軍が船中の検査にやつて来たら遂に殺されはせぬかといふ心配。尤も其節は外国船に乗て居たら、治外法権で、容易に手出しがならぬ、などといふことを知らないのだから、心配するのも無理はなかつた。併し既に乗込んだ以上は、兎に角上海迄いつて見て、後は其時の工合で又考へやうといふ相談。それから船は解纜してから、航海二日間で上海に著した。そこで私共は船員に掛合を初め、我々はこれから、横浜直行の船に乗りかへるから、船賃を返してくれろと頼むだが、船員はなかなか承知しない。くそいまゝしくてたまらぬ。一つは何分にも言語が十分に通じないから、彼奴等人を馬鹿にして居るかといふひがみも出る。所が幸に長崎出発の日に、例のマンスフェルドから上海の和蘭領事へ添書を貰て居たので、私共は此領事を叩き、右の始末を尽く話して船賃取戻しの談判をしてくれと頼だ。すると領事も気の毒そやうな顔をして承知してくれたものゝ、掛合て見ると、とにかくそれは横浜へ著いた上、本店の方へ掛合てもらひたい。こち

らは支店だから何分取扱ひかねるといふ会社の返事とてう／＼ものに成らなかつた。今から考へれば、会社の規則として、中途船賃の返戻は出来ないのが当然で、私共の注文は少し無理だったのであるけれど、領事も其時の境遇を気の毒さに、兎に角一応當ってくれたものと見える。船賃を返してくれぬとなるときあ懐中に余裕がないのじやから、困てしまった。仕方がないから、改めて領事に縋て横浜迄の船賃を借りて、船を乗かへ、こんどは横浜直行の英船で、やつとのこと横浜に到着することが出来た。それは慶応四年辰どしの二月頃だったと思ふ。

航海は七日間かゝつたのだが、当時此船の士官から、お前方横浜につくと、けんのだ。今じや官軍があちらを占領して居るから首を斬られるかも知れぬなど、おどかさされて、いや怖しかった。七日目に横浜へ船がつく。」と述べている。精得館は全く無統制の状態に陥つたのであるが、二十一日、前記諸藩の誓紙が取交わされ、治安方針が定められ、長崎表政治向のことは諸藩及び地役人が相談の上万事を決し、政治その他万事は従来のままとし、

西役所は長崎會議所と称し、立山役所は黒田家（後に大村藩）が預つた。これより先、十六日には一般市民に示達して、極力治安維持を計り、風説を禁じ、十八日、長崎會議所はポルトガル領事を始め各国領事等に宛て、新政府の役人が来任するまでの応急措置を示し、諸事不取締ることなく、交易等が続けるように示達したのである。ところで、新政府の政体整備としては、一月十七日（陽曆二月十日）、政府は職制を定め、神社・内國・外国・海陸軍・會計・刑法・制度の七科を設置して、全国の治安を確立しようと努めた。これに應じて二月一日（陽曆二月二十三日）、長崎會議所は京都の新政府の指令に基き、長崎裁判所と改称された。

一方、この政治的混乱に當つて、精得館では長与専齋がその頭取に擧げられることとなつたのである。これについては専齋の『松香私志』を引いて置こう。

○慶応四年一月公武の平和遂に京坂の間に破れ官軍勝利にて將軍家は江戸に逃還られたりとの風聞世上に伝はり、幕吏の驚惶一方ならず、奉行職を始め重立ちたる官吏は夜に

第一節 明治維新前後の社会情勢と長崎府医学校

乗して落ち失せければ、諸役所は空寺の如く百事曠廢して一時無政府の有様とはなれり。其頃長崎に来遊せる佐々木高行伯爵楠本正隆男爵などいへる勤王主義の人々之に入り替はり、地下の小使を使役して仮に日常の諸務を扱ひけり。精得館と池田竹内其他の医官失踪して「マンسفエルト」に乘込み上海にいたり、夫の取計にて外国の船より横浜に帰りしとぞ。主宰者なかりければ、七八十名の諸生打集まり衆議を以て館長を定むべしとて投票しけるに、余其撰に当れり。固く辞しけれども当撰の上は是非にとて一同承引かさりければ、遂に館内に移り住み仮に館長の事を行ひけり。

この時、吉雄主齋が精得館執事并俗事取締を命ぜられた。「明治元年、文書科事務課、諸綴込」に二月二日(陽曆二月二十四日)申渡の文書として次の覚がある。

口達之覚

吉雄 主齋

右者精得館執事并俗事取締をも相心得候様可致候事

辰 二月

さて、『松香私志』に「其後沢三位卿知事として就任せらるゝに及び精得館医師頭取を命ぜられ、後に学頭と改められき。」と云つてある。文中の沢三位卿は沢主水正宣嘉であるが、一月二十八日(陽曆二月二十一日)に発令

された九州鎮撫総督として二月十五日(陽曆三月八日)に長崎に着き、直ちに新制度の確立を計った。大政一新のため、着任早々に従来の官公衙の改称、人員整備を開始した。即ち二月一日(陽曆二月二十三日)に長崎裁判所を設置することとなつて新政府の意向に従い、二月十七日(陽曆三月十日)、会議所(西役所)を裁判所と改め、同日、京より随従して来た井上聞多(後の馨)を参謀とし、前年より長崎に在った佐々木三四郎(後の高行)を参謀助役に採用した。

二月十七日相達(朱)

西役所之儀以来御裁判所与相唱可申候

右之通向々不洩様可相触候

辰 二月

九州鎮撫使兼
総督参謀

井 上 聞 多

右此度御総督一同当地着いたし候間為心得相達候

辰 二月

佐々木 三四郎

裁判所参謀助役申付候事

右之通被 仰付候間心得相達候

辰 二月

〔明治元年自二月文書科、事務課、触書等〕
至七月

二十日(陽曆三月十三日)には九州鎮撫使總督の着崎の触書が達せられ、同日、諸民中、拔群の才芸ある者を採用する旨を伝え、又、松方助左衛門(後の正義)を参謀助役に任じた。

松方 助左衛門

序事多端ニ付当分参謀助役可相勤事

右之通被仰付候間為心得相達候

辰 二月

右惣達之事(この行以下朱)

但助左衛門儀は当番方は参謀方々相達

更に松方正義は三月五日(陽曆三月二十八日)に裁判所参謀助役に任ぜられた大隈八太郎(後の重信)と共に運上所御用掛となった。この間、沢宜嘉は各所轄役所を見廻り、新政府の意向を伝えた。二月二十一日(陽曆三月十四日)には居留場掛を巡見したが、精得館にも立寄ったものと考えられる。外務課居留場取扱の「明治元辰年日録」に「一沢主水正様御入居留場御見廻りニ付若杉常

第三章 明治維新による機構改革

重郎御附添仕候事」と見えるのである。

この二月、沢宜嘉は着任勿々、新政府の意向を公布し、兵乱により人心動揺の防止に勤めた。長崎では諸外国の領事もいることであり、市中に建てた制札を各国領事に達したが、精得館その他に戻っている外国人教師の不安もこれによって完全に解消されたものである。

「慶応四戊辰正月より、御用留、運上所」によれば、沢宜嘉は次の制札を示したのである。

英岡士々市中御制札面御写被下候コンシユル書ヲ以申出候間
其段同裁判所へ申遣候処此写参り尤直ニ御渡相成候事(以上朱)

制札

徳川慶喜天下のありさま不得止を察し大政を返上し將軍職辭退相願候ニ付被 聞召届寛大之御取計可被仰付候処鎮撫之ためと届捨大坂城江引取候趣ハ素々いつわりにて正月三日旗下之ものを引従ひ刺へ帰国被仰付候会津桑名ホを先鋒として御所を犯し奉る御勢ひ現在彼より兵端を開候上は慶喜叛逆のありさま明白にて始終

朝廷を欺き奉り候段大逆無道其罪逆るへからず猶朝廷御宥恕之道も絶果不被為得上追討被仰出候抑兵端既に相開候上者速ニ賊徒討戮萬民塗炭の苦しミを被為救度 叡慮ニ

第一節 明治維新前後の社会情勢と長崎府医学校

候間ふたころを抱き或は賊徒に従ひ居候ものたりとも真に後悔の志を起し国家のため身分相応之忠義を尽すもの志有之候輩者格別之思召にて御取用ひ可被為在候尤此時節ニ至リ大義を不弁賊徒と謀ことを通し或はしのばせ置候ものハ 朝敵同様嚴刑に可被行候間心得違無之様可致候事

慶応四年

戊辰二月

沢 前主水正

この制札によって新政府の意向に従うものはこれを寛容の態度で迎えることが伺われるが、維新政府は三月七日(陽曆三月三十日)、西洋医術採用の方針を明らかにし、「西洋医術之儀是迄被止置候得共自今其所長ニ於テハ御採用可有之被 仰出候事」と布告した。又、三月十四日(陽曆四月六日)、五ヶ条の御誓文が発せられた後、四月四日(陽曆四月二十六日)には諸役人の改任が行われた。即ち同日、学頭より世話役までに申渡され、それぞれ取締役に達せられた文書中に精得館関係任命文書がある。

取締役

後藤五郎左衛門

精得館掛

右之通申渡候間可得其意候

取締役へ

一方、裁判所では、三月から四月にかけて人員の整備がほぼ完成していて、三月二十一日(陽曆四月十三日)、佐々木三四郎は徴士長崎裁判所判事兼九州鎮撫使参謀に、四月二十二日(陽曆五月十三日)、野村宗七も同役に任せられ、同日、野村宗七は運上所御用掛となり、大隈八太郎の次席となった。又、四月九日(陽曆五月一日)には曾って奉行所反攻の風評を立てられた遊撃隊も振遠隊と改称して沢宣嘉の麾下に入り、長崎の治安は安定したのである。四月二十五日(陽曆五月十六日)、御入用掛、商会掛、公事方掛、運上所掛、郡用方掛、御米方掛、町方掛、製鏡所掛、広運館掛の各掛衆と共に精得館掛衆に対する裁判所の廻状が発せられたが、新政府の政策は各掛に漸く浸透して行った。そして同日、郡方の人事も定まり、楠本平之允(後の正隆)も郡用方に任せられ、御役所取調掛を申付けられた。又、同月二十八日(陽曆五月十九日)には、更に渡辺登と共に諸郡取調掛となり、閏四月三日(陽曆五月二十四日)には裁判所参謀助役に取立てられた。閏四月十五日(陽曆六月五日)、政府は当時、諸外国人

の持渡る阿片煙草の取締を厳にし、次の違を發した。

(維新資料)

阿片煙艸之儀者人之健康を損し人命を害し候品ニ付御条約面に有之候通外國人持渡之儀者嚴禁に候然る処近頃外國人之内阿片煙草密々持渡候もの有之哉ニ相聞へ右煙草之儀者前件生民之大害ニ相成候間売買いたし或へ吞用ひ候儀堅く不相成候若御法度相犯し他より顯るゝに於てハ嚴重に咎可申付候間心得違無之様末々之者迄可相守もの也

辰閏四月

この閏四月二十一日(陽曆六月十一日)、官制を改めた政府は太政官を議政官以下七官に分けたが、この頃から精得館の整備は愈々本格化し、学生等は学頭医師の撰擧を行い、長与専齋が擧げられた。これによって、専齋は裁判所判事より任官文書を受取ったが、それは五月二日(陽曆六月二十一日)であった。「明治元年、文書課事務簿 役替跡抱并加役、判事方、第二」によれば、五月二日に発令があった後、同月二十七日(陽曆七月十六日)に五月より月給二十五両を支給された。

右精得館頭取医師申付候

長与専齋

第三章 明治維新による機構改革

但勤中是迄之通御手当被下置候事

閏四月

これは御入用掛には五月二日、専齋に達せられると同時に連絡があり、又、二十七日、次の文書が専齋に申渡された。然し、後者は會計掛には二十五日に達せられた。

当月々月金貳拾五兩ツ、被下候事
長与専齋

五月

これより先、長崎の政状漸く治った五月四日(陽曆六月二十三日)、長崎裁判所は長崎府と改称され、やがて沢宜嘉はその府知事に任ぜられた。又、九州鎮撫總督沢宜嘉と共に総督参謀に任ぜられて来任した井上聞多(後の馨)は参謀助役を拝命した佐々木・松方等五名と共に長崎の治安に當っていたが、五月六日(陽曆六月二十五日)、従五位下を宣下されると共に、長崎府判事兼外国判事を仰付けられた。

「明治元辰年中御達留、外国管事役所、外務課」に次の文書が見える。

沢 右衛門権佐

第一節 明治維新前後の社会情勢と長崎府医学校

是迄之職務被免長崎府判事被仰出候事

五月

叙従五位下

井上 開多

右

宣下候事

五月六日

井上 開多

是迄之職務被免長崎府判事兼外国判事被仰付候事

五月レ六ニ

このような治安の確立とともに、諸學術に対する新政府の意向も長崎に及ぼされるに至り、諸學術その他の伝習教師や諸藩に雇われている地役人の役料について布告が発せられたのである。

諸學術其外伝習等ニ而諸藩江被相雇罷越候地役人とも儀者雇申其藩ニおゐて相当之手当も差遣段義ニ付留主中家内之もの江者以後別段役料米金ホ者不差遣候事
右之通申渡候間可得其意候

辰 五月 (「慶応四戊辰正月ヨリ御用留、運上所」)

この問題は、勿論、精得館に通学する伝習生にも関係するものであった(翌二年五月九日付、沢宣嘉書簡)。そして、六月に入ると、長崎の本興善町元唐通事会所跡に

本学局が取建てられ、諸藩有志地役人等の子弟の入門・勤学が奨励された。

「明治元辰年中御達留、外国管事役所、外事課」によれば、廻状が六月二十日(陽曆八月八日)、精得館にも達せられているが、その本文はまだ管見に入らない。

別紙之通被仰渡候間廻状いたし候以上

御用所

六月廿日

当番

郡用方掛衆 公事方掛衆 町方掛衆 外国管事役所掛衆

會計掛衆

御米方掛衆 商会掛衆 精得館掛衆 広運館掛衆 製鉄

所掛衆

猶以属役者其局々々御達可被成候以上

この頃、既に沢宣嘉は精得館における医学教育の廢絶を歎いていたものか、後述するように、井上開多、長与専齋との会談に当って、直ちに応答できるような精得館改革の要を説いていたものである。

六月二十九日(陽曆八月十七日)、学校官職制が定められ、教官の外に学校官、学校官附属、学校官勤番組頭等を置き、江戸では大義名分を明かにし、人才を育生する

ため、鎮台府においては昌平学校を復興し、入学者を募つてゐるが、長崎におけると同様、医学教育の制度がこの頃にその方針を確立したことは意義深い。

七月十七日(陽曆九月三日)、江戸は東京と改められ、

維新の制度も漸く確立して来た。長崎では閏四月下旬以來、精得館学頭医師に撰挙され、五月二日(陽曆六月二十一日)その発令を受けた長与専齋は、長崎府裁判所の高官たちと協議を重ねていたが、八月に入って漸く医学教育制度の刷新の方針も決定し、井上聞多は精得館に來臨し、一場の演説を試み、教育刷新のことを示唆した。

井上聞多は八月七日(陽曆九月二十二日)、使部田中龜吉を公事方掛より外国管事所掛に任じ、同時に附添として採用し、上京した。この頃、長与専齋も旅行に赴いたが、これは、精得館の改革に関連していたものらしく、維新政府の要路者との交渉をこの際に行ったものと考えられるのである。専齋はこの旅行に行くに當つて、医員吉武桂仙及び山脇玄寿に後事を托した。なお、ここで八月に精得館に臨んで学生たちに与えた井上聞多の訓諭を示そ

うと思うが、この訓諭は喋々するまでもなく長与専齋、沢宣嘉、井上聞多等の慎重協議の病院改革最終案で、主として沢宣嘉の意向を伝えるような形式であつた。『長崎府医学学校規則并附録』に次の記載がある。

慶応二年ボードイン国ニ歸リ マンスフェルト之ニ代ル 學術優劣ナシトイヘドモ 時日久カラズ 徳望未ダ顯レズ 加フルニ 国事紛擾諸賢分散病院人ナキヲ以テ衰頹殆ンド極ル 特リ満氏ノ伎倆ニ頼テ僅カニ余喘ヲ延クノミ此時ニ当テ世運一変大政至尊ニ出テ百廢畢ク舉リ萬機皆振フ府公フカク医道ノ衰頹ヲ憂エ判断事ヲシテ之ヲ修理セシム今茲八月判事井上氏病院ニ臨ミ畢ク生徒ヲ聚メ府公ノ意ヲ諭シ因テ告テ曰諸君各君父ノ命ヲ奉ジ遠ク此地ニ來テ医学ヲ講窮ス 青雲ノ志ヲ懷抱シ遠西ノ師ニ親炙シ夙夜匪懈怠ル事ナシ 其期スル所思フベク 為スアル事知ルベシ 然レモ 医学ノ一科ハ古ヨリ學問紀律ナキヲ以テ学者或ハ大成ヲ遂グル事能ハズ 世ニ從テ遂ニ其志ヲ廢スルモノ多シ是類俗ノ然ラシム所ニメ其人固ヨリ論ヲ俟タズトイヘモ 官モ亦責ヲ逃ル、ニ所ナシ 豈大政ノ一闕典ト謂ハザルベケンヤ今諸君ト約束シ學問ノ紀律ヲ定メ旧來ノ弊臭ヲ一洗シ以テ医道ノ大体ヲ明カニセント欲ス 然レモ規則ハ独立スルモノニアラズ 人之ヲ守レバ立チ 守ラザレバ壞ル 守ルト否ラザルトハ 只諸君ノ意ニアルノミ

第一節 明治維新前後の社会情勢と長崎府医学校

吾敢テ之ヲ強ユルニ非ズ 守ラント欲スル者ハ 協心勉勵メ
医道ヲ作興シ公ニ奉ゼヨト事理明確辭義懇切衆皆慚愧感服ス
因テ日課塾則十数条ヲ約シ血誓メ判事ニ呈ス
判事乃チ自ラ京師ニ朝ニ請ヒ精得館ノ名ヲ改メテ医学校トシ
大小学校ヲ設ケ学生ヲ十等ニ分テ専ラ医学教導ノ地トナシ病
院ヲ以テ附属トス

「明治元年^{自六月}至九月 文書科事務簿、諸家届并同達」に次
の文書がある。

辰八月十七日

五島遠江守内

竹内 小岱

松浦 袖次

山内 廉輔

青木 俊良

右者医学為修行罷越昨夜到着仕候ニ付此段御届奉申上候
以上

五島遠江守用達

徳見 伝助

辰八月十六日

これは維新後の資料中、管見に入った最初の精得館入
学者で、漸く時勢が治った結果、このような入学手続を

しようと考える人も生じたのであろう。

維新政府は西洋医学採用を公示した三月七日から約半
年後の八月二十日(陽曆十月五日)、諸道官軍総督宛行政
官の御沙汰として戊辰の戦役に当っては西洋医を採用し、
これを諸道官軍に派遣して傷痍者の治療に当らしめたが、
養生所及び精得館出身の医師たちが大活躍をした。八月
二十二日(陽曆十月七日)、長崎裁判所は諸学伝習生に対
して五人扶持ずつ下置かれたもの共には、以後、御用所
支配とする旨を達した。

九月八日(陽曆十月二十三日)、政治の安定と共に、慶
応は明治と改元され、漸く維新政府の主権が確立するに
至った。そしてこの改称は日本の政治上、文化上、一大
転機を齎すべきものがあることを示したのである。

「明治元年、外務課事務簿、日記」に次の記事がある。

九月廿一日

(中略)

一 年号改元之御書翰七封船改役舟頭柏原勝次郎江相渡各国
岡士江為持遣ス

長崎へ報知された改元の報は二週間後に始めて各国領

事にも示されたことになるが、これ以後、長崎の政治も面目を新たにしようになった。

「明治元辰年、文書科事務簿、役替跡抱并加役 判事方 其外手頭申渡 第三」によれば、十月四日(陽曆十一月十七日)、精得館掛諸熊祐之助が御用所掛に転任した。

辰十月四日(朱)

諸熊祐之助

右精得館掛差免御用所掛申付候事

但役料米金は迄通

辰 十月

この時は多くの人事移動が行われている。

正月の混乱期に当って、幕府方の諸役人が江戸へ引挙げた後、精得館関係者としては吉雄圭斎・後藤五郎左衛門及び諸熊祐之助の任命があったが、精得館掛諸熊祐之助の後任として、高木清右衛門が精得館掛に任ぜられた。

「明治元辰年中、御達留、外国管事役所、外務課」

及び「明治元辰年、文書科事務簿、役替跡抱并加役 判事方、其外手頭申渡 第三」に次の文書がある。

高木 清右衛門

右外国管事役所掛差免し精得館掛申付候事

但役料米金は迄通

辰十月四日

又「明治元年、外務課事務簿、日記」の十月四日(當番高木清右衛門、平井義十郎、横山又之丞)の条中に次の記事がある。

一 平井義十郎外国管事役所諸司長横山又之丞同上助勤被仰付候事

一 高木清右衛門精得館懸被命候事

高木清右衛門が精得館掛に任命された頃から、漸く精得館の整備が行われるようになるのである。

十月十二日(陽曆十一月二十五日)、吉武桂仙及び山脇玄寿(後の泰助)は長与専斎の出張中、取締行届き、精得館の維持に勤めたので、その功を称された。(「明治元辰年、文書科事務簿、判事方」)

辰十月十二日(朱)

金千定ツ、

吉武 桂 仙
山脇 玄 寿

右長与専斎旅行中出精いたし候ニ付褒美為取之候

辰 十月

第一節 明治維新前後の社会情勢と長崎府医学校

会計掛に対してもこれと同じ文書が発せられ、金子が支給された。

十月十七日(陽曆十一月三十日)、精得館は長崎府医学校と改称され、同日、長与専齋は学頭に任ぜられた。この日、専齋は長崎府裁判所において、野村宗七のその申渡を受けたが、当時の医学校奉職者を次に示そう。

長与専齋

右学頭申付一ヶ月金五拾兩宛被下之候

辰 十月

吉 武 桂 仙
山 脇 玄 寿
大 石 良 逸

小学校掛

右助教申付一ヶ月金貳拾五兩宛被下之候

辰 十月

大 石 良 逸 (朱)

馬 嶋 謙 吉
土 屋 裕
相 良 柳 造
伍 堂 春 闌

右当直申付一ヶ月金拾五兩ツ、被下之候

辰 十月

松 岡 勇 記
吉 田 有 斎

右監察申付一ヶ月金七兩宛被下之候

辰 十月

松 田 泰 輔

右薬局監察申付一ヶ月金七兩宛被下之候

辰 十月

三 宅 惟 中
深 町 春 栄
吉 本 純 蔵

右薬局掛申付一ヶ月金五兩宛被下之候

辰 十月

酒 井 省 吾

右器械書籍掛申付一ヶ月金五兩宛被下之候

辰 十月

向 川 元 良
藻 寄 仲 蔵
井 上 元 章
竹 内 小 岱

右副直申付一ヶ月金五兩ツ、被下之候

辰 十月

大 石 良 逸

右助教并小学校掛申付一ヶ月金貳拾五兩宛被下候

辰 十月

これらに關しては同日、會計掛にも同文で達せられた。専齋は「近年本館の紀律漸く弛み世上の騷擾につれ学生の氣風慍悍放縱に傾き一大刷新を要するの機に迫りたれども、さて其の手段方法に至りては然るべき思案も出ず、兎も角教師「マンスフェルト」に謀り試みると、一日其許に造り委しく目下の事情を打明けて意見を叩きしに、氏は大に悦びよくこそ問はれたれ、某も昨年此地に來りてより心附きたる事もありつれども機会なくして打過ぎぬ、今此類風を一新して学校の体裁を整へんには先づ学制の根底より革新して本館の基礎を定むべし、抑も教育上最緊要なるは学科順序を逐ふにあり、就中医学の如きは理化解剖生理病理と順次に聯絡したるものにして、解剖を知らざれば生理を解せず生理を解せざれば病理を明らかにすること能はず、病理病因明かならずしていかで治療に手を下だし得べき、腹蔵なく余が意見を打明け申さんには、凡べて日本の学生はいまだ医学生たるの資格を具

へざるものなり、理学化学はさらなり算数の事さへ心得たるもの稀なれば、此の人々に対して医学を講習するは幾んど無益の業なり、殊に本館に出入する老書生の如きは進退常なく只時々病院に來りて処方箋を写し取り投劑の末技を見覚ゆるを以て目的となすものゝ如し、一回の講義を缺きてさへ連鎖の一環を断ちたるが如く学緒の收拾に苦しむものなるに、一月半年の長きに缺席し時々講筈に列したればとて果して何の理會する所かあるべき、今本館の基礎を定むるには先づ医学を修得すべき資格ある学生を得て規則正しく一定の課程を踐行せしめ真成の医師を養成するの手段を取らざる可らず、されど今日本にては科学の素養を享くべき途なければ、新たに青年の生徒を募りて此等の予備学より教授せずばあるべからず、然るに余一人にては此予備教育をも担当し得べきにあらず、少くとも今一名の教師を加へ予科本科の教場を各別に設け、予科教場にては算数理化動植物の課程を定めて之を授け、其業を卒はり本科を理會するの資格備はりたる後之を本科の教場に移し解剖以上の科目を順次に修め

しむべし、而して一方学生に対しては更に嚴重なる規律を設け、学期の間は如何なる事情あるも帰省旅行を許さず犯すものあらば再び入学を得せしむべからず、放逸なる生徒は成業の見込なきのみならず他の風儀をも紊るものなり、斯く一旦規則を定めたらんには一毫も仮借することなく堅く守りて鉄壁の如くなるべし、今日の如く学科に章程なく学生に規律なからんには幾十年講習の勞を積みたればとて決して其效あることなし、目下の弊風の如きは畢竟学制の定まらざるが故にして単に世の騷擾にのみ伴ひたるにはあらざるべしとて、反覆丁寧二時間余も説き示されぬ。つら／＼其の説を玩味するにさても彼の慧眼なる心にくゝも我邦人文の真相を看破したるものかな、実に本邦當時の状態たる勤勉の士と雖も武技と漢文とに其身を委ね、実物究理の科学の如きは世に其道あるを知る者少なく、算数の業に至ては商估の賤業なりと卑み斥くる程なれば、満氏の我が学生を目して医学を修むべき資格なしと断言したるは不平ながらも相違なき事実にして予備学講習の道を開くに非ざれば学制の基礎は

立たざるべし、然れども今日に当りて理化学の教師を外国に聘するなどの事は其必要を解する人もあるまじく、仮令解したればとて容易に行はるべしとも思はれず、されども今日の儘にては学校を維持する望なく他に由るべき道もなければ、兎も角も其筋に稟請し事行はれざるときは退かんのみ、幸に近頃就任せられたる井上判事警伯なり、判事は法官にあらず今日の書記耐は曾て英国に遊びたる人なりと聞けり、先づ此人に就きて謀らばやと、青木松岡を紹介として面会を求め事の次第を陳べけるに、余が言の終るをも待たず尤の事なりとて承引かれ、教師の雇入れ書籍器械の購求等に至るまで即坐に願意は達しけり。事の案内容易なりしに驚き喜び手の舞ひ足の踏むをも知らず、帰路直ちに馳せて満氏の許にいたり、云々と事の成行を告げれば、満氏も大に喜び互に判事の明断を称歎し、彼是準備の事ども相談し夜更けて帰寓したりけり。」と云っている。文中、マンスフェルトの談話として「昨年」来朝したと述べたのは、前述のように慶応元年のことである。

ここに、精得館は長崎府医学校と改称された。

「明治元辰年中、御達留、外国管事役所、外務課」に次の文書がある。

精得館之儀医学校与改名被仰渡候事

辰 十月

右之通申渡候間可得共意候

この改称の日は十月十七日である。

なお、御用所は十四日以前にも外国管事役所衆、精得館掛衆及び広運館掛衆の三ヶ所に宛てて廻状を送り、布告を示した。次々と改革の歩を進めた専齋は医学校学頭のまま御用掛同格に任ぜられ、専齋の革新的な医学教育に対する理念は円滑に行われるように取計らわれたのであるが、専齋とマンズフェルト、井上聞多及び沢宣嘉との交渉は前記のように既に閏四月以後から漸次始められていたのである。

次に専齋の小伝を示すことにしよう。(『近代名医一話』による。)

初めの名は秉継、肥前大村藩の侍医俊達の孫、父は中庵。年十七大阪に出て緒方洪庵に従ひ蘭学を修め、次で長崎に遊びポンペに就て医学を修む。明治元年正月長崎精得館の医師

第三章 明治維新による機構改革

頭取となり、尋で長崎医学校学頭に補し、大学小博士に転じ、四年七月東京に出て文部小丞兼中教授に任じ、十月田中文部大丞に随ひ欧米を巡回し六年帰朝し文部省に医務局を置き其長に任ず。全国の医学教育及び衛生事務を管す。また種痘法を実施し七年牛痘種継所を起しまた医制を立案す。七月東京医学校長に兼任し独逸の医家を聘し医学教育の緒に就く。また同校を本郷前田邸趾に新築し、九年成る。十年四月東京大学医学部と改称するや謙讓して綜理心得の名義となり、十四年六月之を辞す。是より先八年六月衛生事務の内務省に移さるゝや専齋内務省四等出仕に転じ、衛生局に長たり。十年内務大書記官となり、中央衛生会副会長、東京検疫局幹事長を歴て十九年元老院議員に任じ中央衛生会会長を兼ね。帝國議會の設立せらるゝや貴族院議員に勅任す。是より先十六年二月自ら首唱となりて大日本私立衛生会を建て副会頭となり、尋で会頭となる。二十四年八月病を以て官を辞す。翌年一月宮中顧問官となり、中央衛生会頭を兼ね。三十五年病愈々篤し。八月十六日正三位勲一等に陞叙し、天皇皇后陛下の御慰問を賜ふ。九月八日終に歿す。年六十五。

録』によって、整備された医学校規則を眺めよう。

一、医道之儀ハ天下之衆庶一ツモ其命ヲ托セザル者ナン随テ任モ亦重大ナリ然ルニ其道衰頽浩歎之至リニ候未ダ東北平

第一節 明治維新前後の社会情勢と長崎府医学校

定ニモ至リ兼御入費多端之折柄ニ候得共朝廷深ク被思召今
度格段興盛之御沙汰有之是迄之流弊令改正候条銘々厚ク心
ヲ用ヒ規則ヲ守リ等級ヲ経テ他日宇内各国同等之精業ニ至
候様可致勉勵者也

一、一統協和勉勵ヲ旨トシ決シテ論争ガ間敷儀不相成万一不
平之廉有之候節ハ礼節ヲ正シ友誼ヲ以テ互ニ致忠告不可失
朋友之道候事

一、学生之面々ハ学問外無他事モノニ候得バ一途ニ切蹙勉勵
ヲ旨トシミダリニ天下之形勢世間之是非ヲ談ズベカラザル
事

一、当医学校ニ於テハ専ラ蘭学ヲ主トシ未熟之生徒教師之免
許無之候者ハミダリニ転学不相成候事

一、飲酒放歌ハ勿論總テ乱暴之振舞不相成候事

一、外人ノ応接ノ外私席エ誘引不相成但シ下賤ノ者ハ土間口
ニ於テ急速用弁イタン差返シ可申事

一、病人ノ外私席ニテ飲食不相成候事

一、書籍器械等丁寧ニ取扱可申事

但シ令紛失候者ハ代金ヲ以テ可致上納事

一、入門ノ節ハ其藩聞役ヨリ当府エ願出免許ノ上可致入門事
但シ其式トシテ金ニ両可致上納事

一、入塾ノ節ハ規則書一見ノ上吃度相守候心得ノ者其旨血誓
イタン然ル上可致入塾事

一、来学之生徒ハ先ツ算学・究理・舍密ノ教科ヲ講究シ其等

級ヲ経テ大学校ニ入り解剖学・人身究理ヨリ治療・翻譯ニ
至ル迄前後五年ミダリニ帰国開業不相成候但シ晩学ノ徒ハ
固ヨリ算学・究理ニ費ヤスノ時日ナシ定メテ員外トナシ直
チニ大学校ノ講義ヲ聴キ旁ラ病院ノ病客ニ就キ治術研窮可
致事但シ無拠帰省イタン候節ハ其藩聞役ヨリ情実巨細相記
シ候書面学府エ差出シ免許之上可致帰省候事

一、入塾之面々妄リニ外塾不相成事

一、不行跡相重リ規則ヲ犯シ候者ハ其藩エ掛合可致放塾然ル
上ハ当地滞留ハ勿論再遊不相成候事

右之条々堅ク相守可致勉勵万一不便之儀有之候節ハ衆議之
上当府エ申出可致改正者也

この他、病院規則、薬局掟も制定され、校規は大いに
振肅し、医学校の基礎は漸く固まったのである。そして
八月上旬の井上聞多の講演の趣旨通り、専齋は学頭に、
マンスフェルトは教頭に任ぜられ、大学、小学の二科が
設けられ、学生の資格を正し、学科講習の次序が定めら
れた。

こうした改革運動の一端として、マンスフェルトの指
導のもとに曾ってポードウインが江戸へ移すことを奨め
た分析究離所の役目たる基礎科学の教育を復興させよう

としたのであるが、それが小学科に当る訳であり、その専任教師もオランダより求められることになった。

十月十七日、医学校学頭へ達書が発せられ、「学科序目」が示された。

学科序目

- 算学 第十等
 - 究理 第九等
 - 舎密 第八等
 - 解剖 第七等
 - 人身究理 第六等
 - 病理学 第五等
 - 薬剤並繙帯 第四等
 - 内外治療 第三等
 - 翻譯 第二等
 - 右同 第一等
 - 右同 一ヶ国以上専学
- 右之通学科ヲ定メ策問之上為致進級候事但其級以下之学科は策問之節毎年一々返答書可差出無答及二科候者は為致退級候事
- 右等級改之儀来正月十五日ハ相定可申事
- 右之通学頭江相達候間可得其意候
- 辰 十月

第三章 明治維新による機構改革

又、教科課程としての次序は『長崎府医学校規則並附録』に示されている。

- 算学 第十等
- 舎密 第八等
- 以上三科小学校学科
- 解剖 第七等
- 病理学 第五等
- 外科 第三等
- 薬剤繙帯等 第二等
- 以上大学校学科
- 人身究理 第六等
- 内科 第四等
- 眼科産科一切治療并翻譯 第一等

これによってポンペの痛感した医学教育の方法が再びここに再現されたことを示すものであり、しばしば繰返され乍らも、理想は仲々実現され難い事情をも物語っているかのようである。

學術の研究を怠り、天下國家を論じて大言壯語する者が多かつた当時の精得館の学生たちに対して、マンスマルトが厳しい批判の目を向けたのは明らかに正しい医学教育者の見識であつたと云えるであろう。然し社会不安が募り、日々の糧すら充分得られるかどうか判らない

第一節 明治維新前後の社会情勢と長崎府医学校

ような状態に陥り、又、何時生命の危機が訪れないとも限らないような幕末の混乱期にゆっくり研究のできなかつた人々、又、当時の教育方法が余りに封建的色彩が強くと、そうした自然科学の分野に対する教育施設に恵まれなかつた学生たちには些か苛酷な批判とも云えようが、その施設を充分ならしめようとするマンスフェルト等の学生に対する愛情も認められるようである。

十月二十五日(陽曆十二月八日)、吉雄圭齋は二月以来の精得館執事を辞任した。圭齋は長崎府医学校と改称され、混乱していた学校の整備を見届けてから辞任したのであるが、専齋のみ称せられる改革の事業の蔭にあつて尽したその功は見落すべきではない。

吉雄 圭 齋

右者精得館執事申付置候処今般同所変革夫々塾中之任法も相立候ニ付右執事差免ス

辰 十月 (『明治元辰年文書科事務簿』)

十一月二十六日(陽曆十二月九日)、精得館へ書生並びに病人を入院させた加藤遠江守内豊嶋卓一郎、大州用達手島重三郎らは書面が用達の実印か国許の印鑑かを聞合

わせた。これは「明治元年自十月至十二月文書科事務簿、諸家届并伺達」に見えるもので、医学校と改称された事實は十月であつたが、まだ一般的には前の精得館の名称が通用していた証左と考えられる。当時の入院様式を見る上にも参考となると思うので様式のみ次に示そう。(これは十一月二十七日の受付文書で、「御届申上候口上覚」と云い、辰十一月付豊嶋卓一郎の伺の続きである。)

御願申上候口上之覚

加藤遠江守内

何ノ某

右之者此度精得館江入院仕度御座候間此段御願申上候以上

大州用達

手島重三郎

月日

御願申上候口上之覚

加藤遠江守内

何之某

一 或ハ

加藤遠江守領民

何郡何村

一 何 之 某

右之者不快ニ付精得館江入院養生仕度御座候間此段御願
申上候以上

大州用達

手島重三郎

月 日

さて、十二月三日（一八六九年一月十五日）、真辺道一
及び穎川雲祥は種痘懸に任ぜられた。真辺道一は野村宗
七より、穎川雲祥は諸熊祐之助よりそれぞれ申渡され、
同時に会計掛にも達せられている。

真 辺 道 一

穎 川 雲 祥

右種痘懸申付月金三両被下之候事

辰 三、月

十二月五日（陽曆一月十七日）、御用所より郡用掛衆、
公事方掛衆、町方掛衆、外国官掛衆、会計掛衆、御米方
掛衆、普請方掛衆、医学校掛衆、広運館掛衆、教授役衆、
製鉄所役衆に宛てて、楠本平之允が十二月中、月番に当
ることを認めた廻状を發した。そして翌々日に至り、か
ねて準備していた小学校教師雇入れの準備が整い、オラ
ンダ総領事との話合もついたので、その旅費が渡された。

第三章 明治維新による機構改革

「明治元年、外務課事務簿、日記」の十二月七日（陽曆
十九日）の条に次の記事がある。

一 医学校江御雇蘭人藥方家旅費八百ドル并右教授用器
械類代千ドルル総而千八百枚蘭岡土江受取書取置相渡
候事

この日、政府は医業取締及び医学奨励に関する布告を
發し、同月二十四日（陽曆二月五日）、産婆取締に関する
布告を示して、新政府の医学教育方針及び医学関係者の
拠点を明らかにしたのであった。

前記七日に發せられた布告では、医師免許制度の確立
方針を明示し、医学研鑽を督励したが、それは次の通り
である。

醫師之儀へ人之性命ニ關係シ実ニ不容易職ニ候然ルニ近世不
学無術之徒猥リニ方藥ヲ弄シ生命ヲ誤リ候者往々不少哉ニ相
聞大ニ 聖朝仁慈之 御趣旨ニ相背キ甚以不相濟事ニ候今般
医学所御取建ニ相成候ニ付テハ屹度規則ヲ相立学之成否術之
工拙ヲ篤ト試考シ免許有之候上ナラテハ其業ヲ行フ事不相成
様被遊度 思食ニ候条於府藩県兼テ此旨相心得治下医業之徒
へ改テ申開置各其覚悟ヲ以テ益學術ヲ研究可致旨布令有之様
被 仰出候事

第一節 明治維新前後の社会情勢と長崎府医学校

十二月十日(陽曆一月十二日)、西春濤は、馬島謙吉の後任として、当直医に任ぜられ、一ヶ月、十五両を拝領することとなった。

十二月十三日(陽曆一月二十五日)、属役並横瀬吉郎右エ門、島谷藤平、馬田又太郎は会計懸附属医学校請私を申付けられ、すべて本局の差函を得て入念に勤務すべく、時宜によっては臨時に交代すべきことが、命ぜられた。

これは会計及び医学校掛にも達せられている。

このように、維新と共に、医学教育の方法も全く整えられようとしたのであるが、長崎におけるこの間の事情を再び『松香私志』によって伺うことにしよう。

斯くて精得館改革の事も井上伯の賛助を得て速に其の方針も定まりければ、一面豫備科教場の準備をととのへ、一面は学生を本科豫科に区別して校則を改むる等内部の整理を謀り、満氏は此時より端を更めて解剖学の講義を創め、之を本科学期の始めとし、刑屍を官に乞ひて実習に供し、午前八時に講義を概め十時より病院の診察に従事し、午後三時よりは、親ら刀を執りて解剖の实地演習を指導し、終日病院と教場との間に往来し時ありては燭を秉ることさへありたりけり。教師

既に斯る勢なりければ学生も之に励まされて志気大に引き立ち、風紀も漸々に改まり行きぬ。

マンズフェルトの努力によって、漸く混乱した学校行政も整備され、学生たちもその指導に励まされて怠るところがなかったのである。